

厄払いの浜下り儀礼の考察：霊的来訪をめぐる奄美・沖縄の民俗観念

加藤, 正春 / カトウ, マサハル / KATO, Masaharu

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

185

(終了ページ / End Page)

234

(発行年 / Year)

2000-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015869>

厄払いの浜下り儀礼の考察

—— 靈的來訪をめぐる奄美・沖縄の民俗觀念 ——

加藤 正春

一、はじめに

奄美・沖縄では、さまざまな機会に、人々が浜辺に下りて儀礼的行為を行う慣行が広くみいだされる。それらはいずれも「浜下り（ハマウリ）」と呼ばれるが、その多くは農耕儀礼かそれに関連する儀礼行為のようであり、年中行事のなかに組み入れられて定時の儀礼として遂行されている。一方、突然に、何らかの災厄を逃れるために、儀礼的に浜辺に下りる慣行もみいだされる。その一つに、トリマデ（鳥迷い）とかフカンジ（屋外で泊まること）などとも呼ばれる、「ヤクバリ（厄払い）の浜下り」儀礼がある。これは、鳥などの小動物が家屋に侵入することを「厄入り」とか「厄が入った」と

みなし、それを不吉な予兆と考え、きたるべき災厄を逃れるために浜辺などで時を過ごす慣行をいう。

本稿で私はこの儀礼慣行をとりあげて検討し、それが靈的存在の突然の侵入をめぐる、人間の側の儀礼的対応であることを示したい。奄美・沖縄の呪術・宗教的世界では、靈的存在は人間の身近に実在し、さまざまな形で人間との交流を行っているものと考えられる。その交流は、通常、儀礼の形式をとって、明瞭にコントロールされた神人接触の形態を保っている。しかし、時折、そのコントロールが外れた形で、靈的存在が人間界に侵入することがあるらしい。そして、靈的存在とのコントロールされない接触は危険であり、何らかの形で対処がなされなければならない。

靈的存在との交流をめぐる奄美・沖縄の人々の思考のなかには、おそらくこのような発想が存在するものと思われる。そして、厄払いのための浜下り儀礼は、このような発想にもとづく、靈的存在の突発的な侵入に対しての、緊急の避難策であるようにみえる。以下で私は、当該儀礼に関してこれまでに報告されてきた諸事例を比較検討することによって、この儀礼における靈的存在の侵入のメカニズムと人間の側の対応の諸相を分析し、南島における靈的存在と人間との関係のあり方の一つを明らかにすることにしたい。

二、収集事例の概観

本稿の考察では、これまでに民俗誌や市町村史・誌のなかで報告されてきた事例を資料として用い

る。事例は、儀礼的行為の同一性に注目し、「鳥や小動物の家屋への侵入をきつかけとして、浜辺などで時を過ごすこと」を含む慣行を収集した。諸報告では、これらの慣行は、いずれもフォークタムにもとづいて、浜下り、ハマウリ、トリマデ、フカンジなどと記されている。しかし、ここではそれらを、「厄払いの浜下り」、あるいは単に「浜下り」としてあつかうことにしたい。収集事例は、フォークタムの違いにかかわらず、霊的存在に対する同一の観念を背景にしているようにうかがえるからである。

表1は、収集事例のうち三七例と、参考事例一例を一覧表にまとめたものである(1)。この表からこの慣行は、これまで、奄美・沖縄のほぼ全域から報告されてきたことがわかる(2)。そのうち一番古い報告は、参考事例を別とするならば、事例35としてあげた『徳之島事情』(一八九五年)の記事のようである〔事例35…二八〕。また、この儀礼は近年は行われてはいないらしい。『北谷町史』によれば、「現在は、ユタ等の祈願者を依頼して、外泊せず除災祈願で祓うやり方に変った」のである〔事例17…五四〇〕。

儀礼の実施に関して、諸報告のなかから最近の実施例をさがすと、上江州均が報告した一九六三年頃のもものが、もつとも新しいものようである〔上江州均 一九六五…一四〕。また、事例27を報告した名嘉真宜勝は、「糸満では浜降りを」以前は白銀堂の前の広場でやった。現在では海岸の所まで行ってやる」と記しており〔事例27…九一〕、あるいは一九七〇年代にも実施されたことがあった

のかもしれない。いずれにせよ、事例の報告はこの後も続くが、儀礼が実際に行われたことが確認できるのは、この時点くらいまでのようである。したがって、表1に示した事例は、一九世紀末から一九七〇年代にかけての、ほぼ八〇〜九〇年程の間に行われたものの記録ということになる。本稿では、これらの事例をすべて比較検討の対象とする。

なお、この儀礼はもう少し深い時間的な伝統をもつ。それは、一七五六年に上演された記録のある組踊『萬歳敵討』が、この慣行の前半部を戯曲のなかに写しているからである（表1の参考事例）。この組踊は、首里の上級士族が、家の仏壇に「から鳩」が入ったことから浜下りをし、浜で歌舞音曲を楽しんでいるときに仇討ちにあうという構成をとっている（照屋寛善 一九八九：第二章）。これは、本稿であつかう近年の厄払いの浜下りとほぼ同一の儀礼内容を示している。したがって、この年に首里士族や民間にこの儀礼が行われていたことは確実であり、しかもそれは、近年に報告されたものと同様の形態をとっていたようである（3）。このうち、後者の点をどう評価するかはむずかしいが、仮にこの儀礼に形態上の歴史的变化が少ないものであるとすれば、本稿で報告事例を同列にあつかうことには根拠があることになろう。

表1は、とりあげた事例を、儀礼を構成する五つの要素に分解し、各要素ごとに個々の事例の内容を記したものである。五つの要素は、儀礼の進行順に、「侵入」「離脱」「滞在」「帰還」「灰の痕跡の判断」であり、前四者はさらに下位項目に区分されている。以下では、この表を参照しながら記述を

すすめる。

表1を概観すると、収集事例は、基本的に二つのパターンに分かれているようにみうけられる。第一のパターンは、浜辺での滞在の後、威嚇を示唆するような儀礼行為をともなうて家屋に帰還し、灰の痕跡の判断を行うものである。この事例は多い。第二のパターンは、浜辺からの帰還時にそのような儀礼行為をともなわず、灰の痕跡の判断も行わないものである。この場合、事例29を例にとって説明すると、浜で時を過ごすことによって「厄が祓われ」、その後は「晴れやかな気分で（家に）帰る」のである。このパターンにおおむね該当するのは、表1では事例1、18、29、31、33、35などである。この第二のパターンは、八重山と奄美大島から徳之島にかけての地域で多く報告されているので、これは、この儀礼のもつ地理的分布上の特徴を示唆するのかもしれない。

本稿では、主に第一のパターンを検討する。

三、鳥の侵入と霊的存在の侵入

(1) 鳥や動物の侵入

厄払いの浜下りは、鳥や小動物の家屋内への侵入をその契機とする。表1の「侵入」欄をみると、侵入する鳥や小動物として、いくつかのものが例示されている。表にみるように、その多くは野鳥、野生鳥、小鳥、鳥類などと報告され、具体的な鳥名があげられていない(4)。山鳥という記述もある

が、これは野生の鳥の意味であろう。

鳥名が特定されているものとしては、ふくろう(チコク)・こうもりがあり、これらは事例2で「夜鳥」と分類されている。また、メジロ(事例6)、ヒヨドリ(事例8)、ワンブー(事例11)、クカルと呼ばれるアカシヨウビン類の鳥(事例17、23、30)、きじ鳩(カラホーター)やからす鳩(クルブン)(事例23)、ウズラ(ウジラー)(事例25)、カンスナー・ソーミナー(事例26)、青バト・キン鳩(事例30)、キセキレイ・フユウグイス(事例34)なども、個別の鳥名としてあげられている。雀は、事例5では軒端の雀の侵入が儀礼の対象となっているが、事例19では除かれている。

表には、「赤鳥」(事例3)ないし「赤い鳥」(事例4)という表記がある。これは、具体的にはアカシヨウビン類を指すらしい。また、事例17で「きれいな鳥」というのは、「山鳥」のことである。すなわち、「山鳥」というのは、特にきれいな鳥で、例えばクカルのような鳥が多いというという。「事例17・五四〇」(5)。この、「野生の、きれいな鳥」という概念がアカシヨウビンを含むのならば、右にあげたメジロやヒヨドリ、ウズラ、キセキレイ、フユウグイスなども、同じカテゴリーの内であるのかもしれない。また、上江州均が報告する次の例も、これに関連していると思われる。

「現在高校二年生のYさんが中学三年の時、きれいな小鳥が夕方軒に来たところを捕らえて家に入れたのが原因で、一夜自宅の屋根の見えない野原にテント小屋を作って泊まることを余儀なくされた。」〔上江州均 一九六五・一四〕

この例で、場所と鳥名はわからないが、「夕方、軒端にきた」「きれいな鳥」を「容易に捕まえた」ことは、厄除け浜下りの実施要件に叶うのであろう。なお、「容易に捕まえる」という点については、事例28に同様のものがみられる。「夕方、軒端にきた」という点については以下で論じられよう。

表にはさらに、「親も子もない鳥（ウヤンコー ネン トウイ）」（事例27）という記載がある。

これは、「一羽で歩く鳥で海岸などでみかけるキヅのような鳥」であるという〔事例27・九〇〕。キヅが何かは不詳だが、詩的な趣きを示すこの表現は、侵入する鳥についての、一種のカテゴリー上の制限を意味するのであろう。この点は、右に個別名をあげた鳥に関しても同様である。特定の鳥を指定することは、他の鳥の侵入では儀礼を実施しないことを意味しよう。鳥名の指定は、儀礼の頻繁な実施を避けるための制限装置であるのかもしれない。

次に、鳥以外の動物としては、以下のようなものがあげられている。トカゲ（事例6）、「牛、馬、豚等の家畜」〔事例16・二六八〕、キアタカー（木のぼりトカゲ）・よその家の家畜（事例17）、アカマター蛇（事例23）。表1には昆虫の例示はないが、具志川市誌には蝶の記載がある（具志川市誌 編集委員会 一九七〇・三六二）（6）。

これらの動物のうち、事例17のキアタカーは、「珍しい動物の家屋侵入」の例とされている〔事例17・五四〇〕。同じ事例で「よその家の家畜」というのは、「例えは、隣の牛が床の間に上がり込んで居座り続けたこともあった」ことを指している〔事例17・五四〇〕。これは、予想もつかぬ事態

のように思えるが、実際にあつたということであろう。豚については、『山原の土俗』に「豚が台所又は屋内に入つて来たら災厄がある。浜降りさせねばならぬ」と記されており〔事例6…三六五〕、折口信夫も「四十年前までは豚が家に入ると濱おりをした事がある」と記している〔折口信夫 一九六七…一一一〕。これもやはり、過去に経験されたことなのであろう。いずれにせよここでは、「珍しい動物の家屋侵入」と、通常は家屋に入り込むことのないような動物の家屋侵入が、浜下りの契機とされているようにみうけられる。動物のそのようなふるまいに一種の異常性をみるのが、浜下りのきっかけとなっているのである。

この点は鳥の場合も同様である。いくつかの事例で、鳥の侵入が稀な出来事であることが強調されている。事例11のワンブーについて、報告は「鳥はワンブーと言われる特別な鳥で、普段は庭などに飛びまわっていて滅多に家に入ることではないので不吉としたのであろう」と記している〔事例11…三七〕。事例2でも、「通常は屋外に住んでいて、めったに屋内には入つて来ぬ」鳥や動物の侵入を、浜下りの契機としている〔事例2…四八〇〕。事例23には、「普段や山奥などにおいてなかなか部落に飛んでこないクカルや、野原や畑にしかいないカラホーターやクルブン」という記述がみられる〔事例23…三六三〕。これは、通常は見かけないような鳥が家屋に飛び入ることに異常をみるということである。ただし、この種の説明は一種の冗語である。通常見かけない鳥（ないし他の動物）を見ることがすでに異常であり、その鳥が家屋に侵入することはさらに異常だからである。

(2) 鳥の飛翔とその異常

鳥が家屋に飛び入る場合、飛び入った鳥の飛翔やふるまいに何らかの異常性をみることが多い。もちろん、鳥が（人のいる）室内に飛び入ること自体が異常であるが、多くの事例で、家の中でさらに仏壇に止まるなどの鳥の行動に特別の注意を払い、その場合をとくに強い厄としている。たとえば、事例2では、「鳥が仏壇に止まったりすると必ずといっていいほどフカンジをやり…」と記され「事例2…四八〇」、事例7では「野鳥が家の中に飛んできたら家族中の大厄として嫌った。特に仏壇にでも止まったら心配した」という「事例7…五一六」。事例14でも「野鳥類が家の中に入り、仏壇などに止まったりすると家族の中から死人がでるといわれ、これは一番恐れられた災厄の予兆」であるとされている「事例14…三九〇」。

さらに、仏壇に入る以外にも、夜に飛び入る（夜鳥。事例2）、追い払ってもなかなか出ていかない（事例3、9、29）、再び入り込む（事例18）、鴨居や梁、桁に上がる（事例3、29、32）などの鳥のふるまいが、強い異常性として着目されている。具体的に例示するならば、事例3では「それらの鳥（梟、赤鳥）が仏壇や梁の上にながって追いつき出そうとしても外に出ないときは特に厄」であるという「事例3…七八」。事例29では、「迷い鳥の習性として、飛び込むと屋内を右往左往ばらばらと飛び回り逃げ口を索してあせるので、運悪く仏壇に飛びついたり、鴨居にぶら下がると、愈々もつて

凶報だと決めつけ」、即刻浜下りをしたと記されている〔事例29…一〇二〕。事例32では、「山鳥が人家に迷い込むといつても、通常桁より上の方に止まる時が問題であつたらしい。そんな時には、その山鳥をつかまえて、頭に白い糸をつけて飛ばす」という〔事例32…二二〇〕。

また、事例18では「小鳥が家の中（軒下や仏壇）に入った時は一応捕らえて外に出すが、再び入ってきた時はユタを頼んでフカンジを行う」という〔事例18…一〇九〕。ここでは、軒下に鳥が宿ることも異常視している。先ほど事例5で軒端の雀について触れたが、その報告は「野鳥が家の中に入ってきたり、その鳥が仏壇にとまったりすると不吉である。その鳥は、軒端にいる雀でも不吉である」というものである〔事例5…九二七―八〕。これは、軒端から仏壇に飛び入る雀や野鳥の飛翔を忌むもののようなものである。

このように、飛び入った鳥については、飛び入った時間（夜）を含めて、室内でのその飛翔やふるまいなどがとくに注意され、ある種の行動が強く忌避されて浜下り儀礼の契機となっている。このことの意味については後に触れることにして、次に、鳥の侵入の意味づけについて検討することにしよう。

(3) 鳥の侵入と霊的存在の侵入

鳥や動物の家屋侵入、あるいは、そのことに示される異常性は、人々にどのように意味づけられて

いるのであろうか。表1の「侵入」欄からは、次のような意味づけをみいだすことができる。

- ①鳥の侵入は厄あるいは不吉……………事例3、5、7、8、11、27
- ②鳥が侵入すると厄が入った……………事例9、15、17、19、26、28
- ③侵入した鳥が厄を持ち込む……………事例1、2
- ④鳥が侵入すると疫病神が居すわる……………事例22
- ⑤侵入した鳥が不気味な悪霊を持ち込む……………事例29
- ⑥鳥の侵入は災厄の前兆……………事例6、12、14、21、23、31、33、35
- ⑦鳥が侵入すると不幸などが起こる……………事例10、34、37
- ⑧鳥が侵入すると知らせごとがある……………事例9
- ⑨鳥の侵入は悪い知らせ・不吉な知らせ……………事例24、36

これらのうち、①、③では、鳥の侵入を厄とか不吉というマイナスの概念と結びつけて説明している。とくに、②と③では、「厄」と称される何か具体的な要素が、家屋内に入り込むことが表現されているようにみえる。このような観点から③と⑤を比較すると、③でいう「厄」と、⑤で「不気味な悪霊」と表現されているものは、同一のもののように思われる。また、②と④を比較すると、②でいう「厄」と④の「疫病神」も、やはり同一のものであると考えられる。この二事例で「疫病神」「不気味な悪霊」と記されているものは、ヤナムン（邪悪な力をもった悪霊）という方言の漢字表記であ

ろう。したがって、②や③で家屋のなかに入るとされる「厄」とは、このような、邪悪な力をもった靈的存在であると考えることができる。①で鳥の侵入が厄とか不吉とみなされるのも、鳥の侵入とこのような靈的存在とが、何らかの形で結びつけて観念されているからであろう。

次に、⑥と⑨をみると、これらはほぼ同一の内容を示している。それは、鳥の侵入を災厄の予兆や前兆とみる見方である。⑦では予兆という表現を欠くが、⑥と同様に、不幸や凶事は鳥の侵入後に起こると考えられているとみてよい。⑨は、鳥の侵入がそのような凶事の予告（不吉な予告）であることと見方を示している。⑧は予告の内容に触れていないが、やはり同様の、事前の通告なのであろう。ところで、鳥の侵入はなぜ災厄の予兆なのであろうか。その異常性がなぜ災厄と結びつけられるのであろうか。これについて事例12（宮城島）は、「野鳥は、ハルヌチケー、グソーヌチケーといわれ、ヤナムン（悪物）がその家をおとずれるので難を逃げておくようにとの知らせをもってくるものだと いわれている」と記す〔事例12…三二二〕。また、事例32（奄美大島）は、「広く南島では、山鳥は、山の神の使者であると信ぜられたらしい。山鳥が飛んできて、人家に迷いこむのは、山の神が、邪悪の通過を先触れするのであるから、家を明かして、通路を作らねば、そこが『ふさがり』になると、邪悪が、そこに淀み、その家の者に、災厄がふりかかる。それで、そんなときには『鳥惑に出る』といって、一家中の者が家を明かして野宿して、邪悪の通過を待ったのである」と述べている〔事例

この二つの記述は同一の内容をあらわしている。事例12の「野鳥」は「ハルヌチケー（墓の使者）、グソーヌチケー（あの世の使者）」であり、靈的存在（ヤナムン）の家屋への「訪れ」を、それに先立って人間に告げにくる。事例32の「山鳥」は「山の神」の使者であり、靈的存在（「邪悪」すなわちヤナムン）の家屋の「通過」を「先触れ」する。事例12の「野鳥」は「難を逃げておくこと」、すなわち、家屋にとどまると「難」を受けるので、家屋から離れて逃げることを人間に勧告する。事例32では、人間が家屋を「塞ぐ」と災厄を受けるので、人間はみずから家屋を離れて邪悪の通過をやり過す。山鳥の「先触れ」はそこまで示唆しているのであろう。

両事例では、「野鳥」と「山鳥」、あるいは鳥を使者に立てる「ハル・グソー」と「山の神」、ヤナムンの「訪れ」と「通過」などに表現の違いがみられる。このうち、「野鳥」と「山鳥」は、ともに野生の鳥という意味で同一であろう。「訪れ」と「通過」も、後者はやってきて立ち去る意であろうから、ほぼ類似した概念とみることができる。「ハル・グソー」と「山の神」は、前者はあの世という意味であるが、ここでは他界にかかわる何らかの靈的存在ないし靈的意志を指示しているようにも思える。後者の「山の神」は、山鳥を野生の鳥と解する立場からは「自然神」となるが、その属性についての明瞭な示唆はない。いずれにせよ、その性格は必ずしも明確ではないが、両者は何らかの靈的存在をあらわしているようにみえる。

このようにみるならば、事例12と32は、鳥と鳥を遣わす靈的存在、および侵入する靈的存在と人間

という四つの要素を共通に示し、かつ、それら相互の關係に同一の構造（構図）を与えている。それは、(a)何らかの靈的存在が鳥を使者として人間のもとに遣わし、ヤナムンと想定される靈的存在の家屋への侵入を人間に予告する、(c)侵入する靈的存在の邪悪な力を避けるために、人間は家屋を離脱して別の場所に避難する、というものである。このような構図からみるならば、鳥の侵入が災厄の予兆とされることは、よく理解することができる。鳥が侵入すると、その後には邪悪な力をもった靈的存在が侵入してくる。家屋から離脱せずにこの靈的存在と遭遇すると、家族から死人や重病人がでるような災厄を招く（事例14、21、23）。鳥の侵入を災厄の予兆とする見方の底に、このような人々の論理をみいだすことができる。

ところで、事例6（『山原の土俗』）には、「部屋内に目白や梟や蜥蜴等が這入ったり、小鳥等が異常を示した時は、不幸の前兆又は神の祟りだといって浜降りをする。…その三日間は…そこ（屋敷）には悪魔がきていると信じられている」という記述がみられる（事例6…三三二）。ここで著者が「悪魔」というのは、事例32の「邪悪」などと同じように、ヤナムンという靈的存在を指すのである。したがって、ここでも、鳥の侵入のあとに、邪悪な力をもった靈的存在が家屋に侵入することが記されている。しかし、この記述には、先ほどの構図(a)にみたような、鳥を遣わす靈的存在の、少なくとも明瞭な記載がない。ここでは、儀礼は、鳥の侵入・人間の避難・靈的存在の侵入という、三つの要素からなっているようにみえる。しかし実際には、人々は、鳥の侵入という最初の出来事の内に、

靈的存在の侵入の意志を汲み取っているのである。「神の祟り」という表現はこのことを指しているのであるにちがいない。このようにみるならば、鳥の侵入は偶発的な出来事ではない。それは、靈的存在の（突然の）意志のあらわれである。

したがって、事例6を根拠にすると、「家屋への鳥の侵入は、家屋への靈的存在の侵入の予兆である」という、別の構図(b)を立てることができる。この構図では、構図(a)のように「鳥を遣わす靈的存在」を立てることがない。それは、人々が、鳥の侵入という出来事の内には、靈的存在の侵入の意志を読み取るからである(7)。私は、この構図(b)と先の構図(c)を合わせて、この儀礼全体の構図として採ることにはしたい。この構図は、鳥の侵入と災厄の生起との間に超自然的因果関係を設定することによって、⑥～⑨の全体を説明する。

次に、この構図との関連で、②～⑤における鳥の侵入と靈的存在の侵入の関係を検討しよう。③と⑤では、侵入する鳥と持ち込まれる靈的存在は別のものとして定位されており、かつ、両者の侵入は同時のようにはみうけられる。しかし、②と④では、侵入する鳥と侵入する靈的存在との類別は微妙である。②の表現は、鳥の侵入と靈的存在の侵入を同一視しているようにみえるが、この場合、侵入した現実の鳥が靈的存在そのものということなのであろうか。そうではないとすれば、②の表現のなかに、③のように、侵入した鳥が靈的存在を「持ち込む」とか「伴う」といった観念が潜在しているとみなければならぬ。また、②～⑤で、鳥の侵入と靈的存在の侵入が同時では、人間の避難ができな

い。構図(b)(c)の観点からみるならば、二つの事象の間には時間差が必要である。以上は、この構図に引きつけて②～⑤の記述をみたものであるが、①を含めたこれらの報告では、鳥の侵入と霊的存在との関係の、明確な定位ないし表現を、欠いているように思われる。

私は本節の冒頭に、厄払いの浜下りは鳥や動物の侵入をその契機とすると記した。しかし、ここまでの記述をふまえて表1の「侵入」欄をみわたすと、そこに語られていることの中心は鳥の侵入であり、鳥以外の動物の侵入はむしろマイナーな話題であるようにみえる。人々の関心は明らかに鳥に向けられている。これはおそらく、鳥と霊的存在との間の、ある種の類感性の認識にかかわっている。すなわち、人々は、鳥が空を飛ぶのと同様に、霊的存在もまた空間を飛翔すると考えているのである。あるいは、鳥が部屋に飛び入ると同様に、霊的存在もまた家屋に飛来するとみなしているのであるにちがいない。鳥の飛び入り方に人々の注意が向けられているようにみえるのも、このことにかかわっているものと思われる。

なお、鳥や動物の侵入の、具体的な様相を確認しておこう。侵入の場所は、これまでの記述から明らかのように、仏壇のある二番座を中心とした表座敷であり、それに台所が付け加えられる。侵入の時間帯は、事例1、2では夜が強調され、事例6で鳥袋源七がはじめに見たものも、夕餉時に座敷に入った蜥蜴である〔事例6…三三二〕。東村平良の報告にも夜という記述がある〔民俗研究クラブ一九六三…一九〕。しかし、これ以外に、侵入の時間帯に触れた報告はないようである。なお、付言

するならば、侵入は人のいる部屋、あるいは人の見ている時であるにちがいない。人間がそこにいるから、その場に飛び込む鳥や動物の行動は異常なのであり、またそのことが人間に認識されるのである。

四、家屋からの離脱と浜辺での滞在、および灰の痕跡の判断

(1) 概観

表1では、浜下りは、鳥の侵入があったその日に出かける場合と、改めて日を選んで出かける場合がみいだされる。このうち、事例29では「俄か造りの食べ物を携行して」出かけたといひ「事例29…一〇二」、出発が急であるようにみえる。一方、事例24では八月〜十月の良い日を選ぶとされ、これは出発までの時間間隔がもつとも長いものかもしれない「事例24…三四」。出発の時間帯は、事例23に夕方にかけてという記述があり、事例36では、携行する馳走の準備をして翌朝に出るが、準備が間に合わない翌々朝になることもあると報告されている「事例36…一九一」。折口信夫は、「(鳥が)晝入ると、その日の中に、夜入ると翌日朝から」出ると記しており「折口信夫 一九六七…一一一」、これは事例29と同様の急な出発を示唆している。

浜辺での滞在時間は、三晩という報告が二例(事例14と15)。14では一晩の集落と三晩の集落があるという)あり、これ以外は二晩(二泊三日)か一晩(一泊二日)の滞在が多い。二晩というのは、降

神をともなう祭礼の際の籠もりの期間、いわゆる「三日お崇べ」の期間と同一である。八重山の事例は数時間の滞在となっているが（事例29と31）、いずれも浜に下りて仮寝をし、鶏鳴を真似てから起きて帰るものであり、これは、一晚を過ごしたことに同意と考えられる。浜で数時間を過ごす事例のうち、事例24は午後三、四時頃に出て夕刻に帰るとされている。事例11も帰宅は夕方であるという。

出発の際は、ほぼすべての事例で家族全員が出かけるが、事例30では一名のみである。いくつかの事例では親類、あるいは親類と隣近所が同行する。このうち事例3や18は、親戚と隣近所、知人等が同行して浜で一泊するので、もつとも動員の規模が大きい。

屋敷内で牛馬等の生き物を飼っている場合、家を離れるのはむずかしいと思われるが、事例では、牛馬をともなうという報告は三例しかない（事例6、13、22）。事例36と37では家畜の世話を近所に頼むとしている。家畜を預けるのであろう。また、事例13では、「豚は連れて行けないので、屋敷後方のカチルミーから出入りして飼料を与えていた」と記されている（事例13：五七）。この点について折口は、「馬を連れて行くが、豚は残して餌をうんとあてがうて行く」と記している（折口信夫一九六七：一一一）。

滞在中の食事は、その日の分を携行する事例と、炊事用具や寝具等の一切を持参する事例がある。しかし、多くの事例では、表1の「食事」欄に、親戚、あるいは親戚・近所などと記したように、親類や近所が炊き出しをするようである。たとえば、事例14では「トウシマと称して甘藷や汁などの食

物を親戚が運んだ」という〔事例14…三九〇〕。

(2) 滞在場所

滞在場所は、特定の場所が指定されているものと（事例1、22、23、27、28、37）、それ以外の場所を指示するものがある。後者は浜辺の指定が多いが、他に、番屋や製糖小屋、親戚の家その他の指示がみられる。一方、滞在場所として、家や屋根などが見えない所という、一定の条件を指示する事例も多い。これには、次のような五つのパターンがみいだされる。

① 自家の見えない所……………事例3、14、21、32

② 自家の屋根の見えない所……………事例6、10、26、34

③ 自家の棟、あるいはイリチャ

（茅葺き屋根の棟押さえ・杵）の見えない所……………事例9、12、15、17、18、23、27

④ 自家の軒下の見えない所……………事例33

⑤ 集落の家の屋根の見えない所……………事例36

このような条件の指定は、右に述べた、浜辺や製糖小屋などの具体的な場所や、特定の場所の指示と、矛盾しないものと思われる。おそらく、それらの場所はいずれも、「自家の見えない場所」という条件を満たしているであろう。条件の指定は、場所の指定を包含しているとみることができる。

次に、このような条件指定について、事例23は次のように述べている。

「日が沈みかける頃、家を出て西の浜に行くのだが、家からまっすぐにおりた浜から右か左に寄ったところで、家の棟が見えないところをえらんで仮小屋を建てる。……家人はその晩から翌日の昼中その仮小屋で休んでいるか、子どもらも浜で遊んでもよいが家の棟の見えるところに行ってはならない。」〔事例23…三六三―四〕

この記述の末尾は、「棟の見えないところ」という条件指定が、実際には「棟を見てはいけない」という禁忌であることを示している。本稿で私は、この説明を採ることにしたい。すなわち、右に①⑤として分類した、家や屋根、あるいは棟や軒下のみえない所という滞在場所についての条件指定は、それらの部分を見てはいけないという禁忌をあらわしていると考えすることにする。本稿で提示しているこの儀礼の構図からいえば、このような禁止は、侵入する靈的存在との関係で理解することになろう(8)。

(3) 戸締りと門締り

浜下りへの出発の際には、記述のあるものではどれも、戸や雨戸を固く閉めるとしている。事例28では家を開放放すとしているが、これは靈的存在の「通過」にかかわるのかもしれない。また、門口には何もしないという報告もあるが(事例27)、多くの報告では、

① アダンやアダンの葉を置く

② 棒や竹、あるいは竿などを×型に組んで封ずる

などのことが行われている。①と②は組み合わせられることもあり、さらに灰が撒かれることもある。また、事例13でアジマーといい、事例14で鍵といっているのは、このような×型の棒組のことであるらしい。そして、①のアダンおよびアダンの葉は、「片付けに便利で、棘を有するので魔除けのつもりである」という〔事例11・三七〕。②も同じであろう。すなわち、これらはいずれも、霊的存在の侵入に対する防御装置であると考えられる。

次に、いくつかの報告は、このような門締りを、浜下りを告知し、人間の立ち入りを禁ずるためのものであるとしている。たとえば、事例22は、「屋敷内は立ち入り禁止として屋敷入口は細木を×型に藁縄で縛りアダンをさげて他人が侵入しないように嚴重に表示する」と記す〔事例22・八五〕。

また、事例6には「留守中盗人が這入って来たら、その盗人がすべての災厄の犠牲となって、死ぬるといわれている」という記述がみられる〔事例6・三三三二〕。事例26にも「留守の間に他人が家の中に入りにすることは堅く禁じられており、たとえ泥棒でも遠慮しなければならない。もし入るとバチが当たるそうである」という記述がある〔事例26・八三三〕。村落社会内での盗人の存在は考えにくいので、この二つの記述も、人間の立ち入りの禁止をいっているであろう。さらに両者は、「死ぬ」とか「バチが当たる」などと、この期間の立ち入りがきわめて危険であることを強調している。それ

は、侵入する靈的存在との、不慮の遭遇の危険性を示唆しているものと思われる(9)。

(4) 竈の灰をならすこと

浜下りの際に、灰の痕跡の判断を行う事例では、出発時にその準備をしておく。大部分の事例では、台所の竈の灰を平らにならすが、いくつかの事例では、裏座敷の地炉の灰がならされる。事例12では、火の神の前に竈の灰を撒くといい、事例19では火の神の灰をとくという。事例37では大竈を壊し、その跡の灰をならすようである。

次に、多くの事例で灰の上に覆いを被せる。これには、次のようなものが報告されている。

- ① 臼……………事例 4、 5
- ② 鍋ないし大鍋……………事例 5、 6、 19、 37
- ③ 箆……………事例 10、 11、 13、 22、 25、 27
- ④ 鍋の蓋……………事例 2、 5、 14、 21、 26
- ⑤ バケツ……………事例 23

このような覆いは、いずれも魔除けのためであると考えられる。このうち、①の臼と②の鍋(鉄製の大鍋)は、その重さが靈的存在の侵入を防ぐと考えられているのであろう。③の箆は、箆の編み目に破邪の呪力をみているものであるにちがいない。④の鍋の蓋(ナービンフッターおよびカマンタ、

ないしシNTAX)は、藁を編み込んで作ったものである。この鍋蓋に箆と同じような魔除けの力があるとするならば、それは、藁製の鍋蓋が、箆と同様の編み目をもっていることによると考えられる。両者の共通点は、両者がともに、縦や横に繊維を組み込んで編み上げた構造体であるという点だからである。これは、「編み目の呪力」とでも呼びうる発想を示すものであろう(10)。

(5) 灰の痕跡の判断

ならした灰の上に魔除けの覆いを被せ、戸締り、門締りをして出かけても、多くの事例で、帰還後の灰面に何らかの徴があらわれている。この徴を、侵入した霊的存在の痕跡であるとみるならば、何重もの結界を破って侵入するこの霊的存在は、よほど強力な力をもっているであろう。

灰面にあらわれる徴の原因について、『比屋定字誌』は次のように考察している。「然し良く考えて見ると、灰の中には種々の小動物が生棲している。この小動物が灰の上を這い回るので、この足跡を鳥の足跡と見做すのである」〔事例22・八七〕。この説を採らないとすれば、灰面の徴はどのような理解されるべきなのであろうか。本稿の構図からいえば、灰面の徴は侵入した霊的存在がつけたものと考えられることになる。この点は、人々の発想も同様であると思われる。人々は、霊的存在の侵入の有無とその意味を知ろうとして、灰を準備するのにちがいない。準備された灰は、霊的存在の一種の検知装置である。人々は、霊的存在は灰の上に物理的な痕跡を残すと考えているのである。

表1の「灰の痕跡の判断」欄は、灰面の微の見方と意味づけの多様さを示している。このうち、微がどのように読み取られているかをまとめたものが表2である(11)。この表には一五種類の読み取り方があげられている。灰面の微が侵入した霊的存在の痕跡であるならば、そこにはその霊的存在の姿が写されているはずである。しかし、この一五のパターンをみて、そこに共通する特徴をみいだすことはむずかしいように思われる。ここから、全体に共通する、一つの統一した霊的存在の姿を描き出すことはできない。

それでは、この読み取りは、一五の個別の霊的存在の姿を写したものであろうか。たとえば、表2は、灰の痕跡を「鳥の足跡」とみる事例が多いことを示している(④、⑤)。このことから、これらの事例では、侵入した霊的存在は鳥の姿をしていると考えてよいのであろうか。

これに関連して、表2の⑤、「例の山鳥の足跡」(事例32)というのは、前節三一(3)に示した、山の神の使者としてやってきた山鳥のことを指す。前節ではこの事例から、山の神が山鳥を使者にして邪悪の通過を先触れするという、構図(a)を抽出した。しかしここで、「灰の上には、例の山鳥の足跡がかならずついていると信ぜられる」というのならば「事例32::二二二」¹⁾、この場面からは、その山鳥が「通過する邪悪」そのものであるという、別の構図が抽出されることになる。この場合の山鳥は、おそらくその霊的な部分であろうが、この構図を構図(d)と名付けるならば、構図(a)と(d)は矛盾し、両立しない。

私は、構図(d)を採らない。それは次のように考えるからである。表2の⑥に、灰の痕跡を「ムカデの足跡」とみる見方が提示されている。収集した事例のなかで、ムカデという節足動物の記述はこの場面にしかみられない。それはなぜであろうか。それは、灰面にあらわれる徴の特徴にかかわっているものと思われる。仮に、灰面に何らかの徴があらわれるものとする、その徴は、灰に何らかの物理的振動が加えられて生ずるものであるにちがいない。そのようにして生じた灰面の徴は、ひび割れ状の紋様や、凹みのような形状をとるように思われる。そして、そのようなひび割れ状の紋様は、ごく自然に、ムカデの足跡とみなされるのではないだろうか。

このように、この場面にムカデの足跡という発想がでてくるのは、人々の経験のなかに、灰面にそのような物理的な紋様が浮かび上がる体験が、実際にあつたからではないかと私は考えている。そうであるならば、そのような紋様を、人々が鳥の足跡とみることも不自然ではない。紋様はそのようにも見えようし、また、すでに述べたように、人々の間に鳥を靈的存在と結びつける発想もあるからである。

表2に示した読み取り方をみると、①～⑥は、灰面に生じたひび割れ状の紋様を想定すると、そのように読み取ることが自然であるようにみえる。⑦～⑮は、凹み状の紋様を想定すると、そのような読み取り方に無理がないように思われる。いずれの読み取り方も、灰面にあらわれると想定される物理的な紋様（ひび割れや凹み等）から生ずる、自然な連想を示しているように思われる。

このことは、灰の痕跡の読み取りが、侵入した霊の姿をそこに読み取ったものというよりも、灰面に生じた紋様の物理的性質に規定されて発想されたものであることを示している。したがって、読み取られた灰の痕跡と、侵入した霊的存在の属性との間に、直接の関連をみいだすことはできない。換言するならば、侵入した霊的存在が鳥の姿をしているから、灰面に鳥の足跡がつくのではない。あるいは、霊的な鳥が侵入して、灰面に足跡をつけるのでもない。灰面に生じた紋様がそのようにみえるということなのである。そしてその背景には、表2の④、⑤の場合には、鳥と霊的存在との間に類感性をみる人々の思考が介在しているように考えられる。おそらく、他のいくつかの場合にも、相応の類感する思考を認めることができよう。

それでは、そのような紋様を生じさせる物理的振動の原因は何であろうか。既述のように、侵入した霊的存在がそれを与えたというのが本稿の構図であり、また、それは人々による説明でもある。しかし、我々は、現実の紋様を生じさせる物理的振動は、何らかの物理的原因によって生じたものと考えなければならぬ。ここでその原因を特定することはできないが、おそらく、儀礼過程のなかでの何らかの人間の動きが、そのような原因にかかわっていると考えるのが妥当であろう。

次に、表3は、各事例で、灰面の痕跡からどのような意味が読み取られているのかを、対比的に示したものである。このうち、⑬⑭⑮は灰面の徴の有無の対比による意味づけを示している。これを見ると、表現は多様であっても、灰面に痕跡があると吉、ないと凶という形で要約しうる事例が二例み

表 2. 灰の痕跡の読み取り

読み取り	事例	読み取り	事例
①何かの痕跡	13	⑧動物の足跡	10、23
②何かの模様	37	⑨人の手や足の跡	6、11、23
③何かの足跡	8、14、25、26	⑩赤子の足跡	14
④鳥の足跡	2、5、11、12、14	⑪棒の跡	11
	19、21、22、27	⑫杖の跡	12、14
⑤「例の山鳥の足跡」	32	⑬三日月や丸型の跡	14
⑥ムカデの足跡	4、5、14	⑭杵の型	14
⑦鼠の足跡	4、5	⑮餅の型	14

られる（事例22と37）。残りの事例は、逆に、灰面の痕跡を凶とみるような見方を示している。これは、灰面の徴を霊的存在の侵入の痕跡とみる見方にかかわっている。灰面に徴があれば、それは霊的存在がやってきたことを示し、それを予兆の成就とみれば吉という判断になり、侵入した霊的存在の危険性を強調すれば、凶という判断になるのである。また、徴がないときには霊は侵入していないのであり、それを予兆の未成就とすれば凶、すなわち霊はこれからやってくるという判断になり、予兆の誤り（誤報）とみれば吉という判断になるものと考えられる。

一方、⑭⑮⑯は灰面に痕跡があることを前提にして、そのあり方の対比に意味をみいだしている。これらは、事例4や5、32などに

表 3. 対比による意味の読み取り

	ある	(事例)	ない	(事例)	
有無の対比	⑩何かの痕跡		厄が払われた	13	
	⑪何かの模様	願が叶う	(願が) 未だ叶わない	37	
	⑫何かの足跡	凶 ユタに屋敷の御願	14、25 26	厄が晴れた	8、14、25 26
	⑬鳥の足跡	厄が晴れない/ 再御願 疫病神を追い払 った	2、21、27	厄が晴れた	21、27
			22	疫病神がまだ潜 んでいる	22
	⑭ムカデの足跡	不吉	4	吉	4
	⑮動物の足跡	厄が晴れない	23	厄が晴れた	23
	⑯人の手や足の 跡	悪魔が来ている 不幸が起る 厄が晴れない	6	安心する	6
			10 23	厄が晴れた	23
⑰杖の跡か鳥の 足跡	ユタに御願を依頼	12			
形状の対比	⑱ムカデの足跡は吉で鼠の足跡は不吉			4	
	⑲人の足跡があるともう一度人が死ぬ、鳥の足跡と棒の跡は 神の知らせ			11	
	⑳赤子の足跡が内側に向いていると吉、外側に向いていると 不吉			14	

みられる、「灰に必ず痕跡がのこる」とする見方(表1)と同根のものであり、その上に、話者による脚色を加えたものではないかと考えられる。すなわち、ここでは、霊的存在は必ず来ると信じられており、人々は灰面につくはずの痕跡に、霊的存在の侵入の意味(霊的存在の意志の在り処)を探ろうとしているのである。この場合、人々の探索の指向は、霊的存在による災厄の有無に向けられている。痕跡の読み手は、おそらく、そのような人々の指向に反応して、痕跡のなかに吉凶禍福の兆しを読み取ろうと努めるのであろう。私にはそこに、何らかの脚色表現の発生する余地があるように思われる。②4と②6はその結果としてみるのが妥当であらう。また、①6と②3の読み取り方にも、そのような表現指向が反映しているように思われる。

(6) 離脱および滞在と霊的存在の影響

表1の事例23では、「浜下りはどの部落の家も西の浜に行くが、その行列に出会うのを忌むので、それとわかるとあともどりするかわき道をしてそれを避けねばならなかった」という「事例23…三六三―四」。このような出会いの忌みは、浜に下りようとする家族に、これからやってくる霊的存在の影響がすでにおよんでいることを示しているように思われる。その霊威に触れることを恐れて、他者は出会いを忌むのであろう。ここには、鳥の侵入により霊的存在の来訪の意志が示された時点で、家族が、そのおそらく微弱な影響下に捉えられているという発想をみいだすことができる。

事例1で、浜に下りる家族全員がクバガサを被るのも、同様の発想を示すものであろう。「編み目の呪力」という仮説が支持されるならば、クバの繊維を編み上げて作ったクバガサは、破邪の呪力をもっている。家族がクバガサを被るのは、その呪力によって、侵入しようとする霊的存在の事前の影響を排除しようとしているとみなされるからである。

この事例1で、浜下り中の家族は、浜辺のアダンの下で夜を明かす(表1)。アダンに破邪の呪力を認めるならば、ここでも霊的影響力の排除が意図されていることになる。事例24では、「家族の一人が『イチマブヤーウーテイクーヨー』(生霊よ追ってこい)と唱えながら、小石を拾いそれを海岸に捨てる。そうすることによって厄は祓われる」とする(事例24…三四)。これは、家族に憑いたそのような霊的影響力を、小石に籠めて捨てようとするのであろう。

他の事例では、歌舞音曲と馳走で、浜での滞在を賑やかにするものが多い。いくつかの事例では、親戚や知人が差し入れをもって来訪し、歌舞音曲に加わったり、ときには泊まっていくこともある。浜での滞在は、より賑やかな騒ぎ(チトウ)になることがある(事例16、18、22、27)。浜での時間を、このように多人数で賑やかに過ごすことには、霊的存在やその影響力に対する、威嚇や牽制の意味があるのであろうか。

なお、表1の「帰還」の欄をみると、家屋への帰還の際に、家族が先頭に立たない事例がみいだされる(事例3、4、6、9、32、36)。事例4では「家に帰る時は家族の者が先頭になつてはいけな

いとされ、必ずよその人が先に立つ」という〔事例4・九〇〕。これも霊的影響を避ける発想を示している。家屋を離れていても、家族には侵入した霊的存在の影響がおよんでいる。したがって、帰還の際にも、霊的存在に一番近い位置に立つことを避けるのであろう。

五、家屋への帰還

(1) 帰還と示威

表1の「帰還」の欄をみると、浜からの屋敷までの帰還の途次に、示威行為をともなった行列（スネーイ）を編成するものがみいだされる。事例6では、「槍や棒を持った人が先頭になり、次に三味線弾きが続き、踊りつつ行列して帰る」〔事例6・三三三〕。事例14でも、「渡久知・高志保・儀間などでは厄払いのため三線を弾きならし、スネーイしながら帰ってきた」〔事例14・三九〇〕という。事例22は規模が大きく、集落の青年が全員参加して行列し、示威行動を繰り返しながら帰っている。事例9は「帰る途中で六尺グサン（棒）を借りて、男が先頭になって、道のアジマー（十字路）でふりまわしてヤナムンを追いかけて歩く」のである〔事例9・一一四〕。これらは、家屋に潜む霊的存在とその影響力に対する、威嚇と牽制のための示威であると考えられる。

屋敷に近づき、門から家屋に入る際にも、多くの事例で同様のさまざまな儀礼的行為が行われる。それらは 次のように分類することができる。

- ① 雨戸にパラパラと小石を投げつける……………事例 2、5、12、32
- ② 雨戸や戸、壁を棒でたたく……………事例 3、9、11、16、17、20
- ③ 門に置かれた×型の棒やアダンを激しくはねのける…事例 3、8、13、14、26
- ④ 三味線をかき鳴らす……………事例 3、6、14、17
- ⑤ 擬闘を含むさまざまな示威……………事例 3、6、16、19、22、26
- ⑥ 小石や潮水を家や屋敷に撒いて清める……………事例 4、5、9、16、25、28
- ⑦ 唱えごとをする……………事例 25、31、32、37

これらのうち、①、⑤は、家屋内に霊的存在が侵入したことを前提にした上で、その積極的な排除を意図した行為であると考えられる。これらの事例では、霊的存在はまだ家屋内に滞在しているとなされているのであろう。そして、①と②をみると、雨戸や戸などに物理的衝撃を加えていることから、これらは家屋内の霊的存在に対する直接的な攻撃・排除行為とみなすことができる(12)。また、④を①と比べると、私には、両者の、雨戸に小石を投げつけるときの音と、三味線の弦をはじく音との間に、ある種の共通性があるように感じられる。おそらく人々もそのことを感じていて、その共通する音の部分に破邪の呪力をみているものと思われる。したがって、④も積極的な威嚇・攻撃行為とみてよい。

③と⑤は、人間の側の強い気迫をみせることによって、霊的存在を威嚇し排除しようとする発想の

ようにみえる。たとえば、事例3では「門のX型のものは槍ではねのけ、三味線をかきならしながら入っていく。意地のある人が先になり、槍で戸を叩いてから家の中に入った」という〔事例3…七八〕。ここでの「槍」は、おそらく実際の槍の模倣品と思われるが、その槍を持つ人はさらに「意地のある人」でなければならぬ。すなわち、人間の側に充実した気力が必要とされているのである。そうしないと、家屋のなかの霊的存在の力に負けてしまうのであろう。模倣武具の使用は、そのような人間の気力をさらに充実させ、強化するものといえよう。このことは、事例19や22でも同様である。前者では青年たちの罵声が、後者では松明を振り回し指笛をならしながら激しく動く、集落の青年全員の示威がみられる〔事例22…八六〕。気力充実した多勢の若者の気迫と動きが、霊的存在を威嚇し、排除すると考えられているのであろう。

次に、②との関連で、上江州均の紹介する次の語りを検討しよう。

「知花の話に、むかし厄が七回入った家があり、七回目には主人は外泊をおっくうがり、一人残った。それでも怖いから押入れに寝ていたところ、夜どおし外から棒で叩くものがあつた。そして、三年待たずして死んでしまったという。これは家で泊まった為に祟られたのだという」〔上江州均 一九六五…一四〕。

伝聞として上江州が紹介するこの語りで、当主が聞いたという、外から棒で叩くものは何であろうか。②を念頭におくならば、浜下りからの帰還の際の、人間が雨戸を棒で叩く音を、家屋内で聞くと

おそらくこのように聞こえるものと考えられる。②ではこの音を聞くのは霊的存在であるが、この語りではそれを人間が聞いている。したがって、ここでは状況が逆に設定されている。外を棒で叩くのは、七度目にしてようやくやってきた霊的存在であるにちがいない。来訪した霊的存在は、人間がするのとまったく同じように、なかの人間を排除してから家屋に入ろうとしたのである。棒で叩いたのはそのためであり、それが夜どおしであったのは、なかの人間が立ち去らなかつたからであろう。

このように、この語りは②と同一の場面を、逆の設定で語っている。その語りは、霊的存在がすぐそこにいることを示す、リアルなものである。そして、当主が三年内に亡くなったというのは、この遭遇により、その生命力の一部が奪い取られたことを示唆している。ここから、霊的存在との不慮の遭遇は危険であるというメッセージが伝わってくる。そして、それがそのような危険であるから、右に述べてきたように、人々は真剣に儀礼に取り組んでいるのである。

最後に、⑥をみると、事例4と5の行為上の違いはわずかで、小石を雨戸に当てる行為の有無のみのようにみえる。事例6と9では、潮や砂を撒くことは威嚇行為と組み合わされているが、このような清めは、霊的存在を排除したあとの、一種の鎮めの儀礼として行われているのであろう。事例25と28でも同様であると思われる。⑦の唱えごとは、帰還のための儀礼的行為を言葉に置き換えたものである。ただし、事例25では「悪い物は早く龍宮に行くように」と唱えながら砂利を撒くので、これは言葉による排除のようにみえる。

(2) 靈的存在の來訪と侵入経路

事例9をみると、「家に着くと、その棒（六尺棒）で家のヤーヌクビ、ナカクビをたたき、それから棒で戸を開けてはいる」と記されている〔事例9…一一四〕。また、事例17にも「翌日は、近所の人たちの協力のもと、六尺棒でヤーヌクビ（家の軒壁）をたたきながら家屋にもどった」という記述がある〔事例17…五四〇〕。ヤーヌクビ（家の壁）とは、事例17で「家の軒壁」と説明しているように、貫木屋の場合、雨戸の鴨居とその上の平桁との間の板壁をいう。ナカクビ（中壁）はよく分らないが、糸満の喜屋武で「（葬儀の後）夕方のムノウヤー（物追い）を終えてから、主人が棒切れを持って、家の入口の外側の壁をたたく作法があった。それをナカクビをたたくと称した」というから〔事例25…一七一〕、出棺した二番座の外側の壁であろうか。それは、雨戸や戸袋が壁ではないとすれば、やはり、ヤーヌクビと同じ位置にある表座敷の外側の板壁を指すことになる。

二つの事例で、母屋の南側で、軒の内側の、雨戸の鴨居の上の板壁という特定の場所を叩くのはなぜであろうか。私は、ここが靈的存在の侵入口であると考え。人々は、靈的存在の入り口を叩くことによって、靈的存在を威嚇し、排除しようとしているのである。事例11で、家の壁を棒で叩き回るといふのもほぼ同意であろう。他の事例ではこの場所を明瞭に指示するものはないが、それは、それらの事例では、靈的存在の排除のための儀礼的行為のうち、別のものに焦点が当てられているから

であろう。

次に、侵入した靈的存在はどこに行くのであろうか。これは、三一(2)で述べた、侵入した「鳥の飛翔とその異常」にかかわるものと思われる。三一(2)では、室内に飛び入った鳥の飛び方でとくに異常とされるものとして、次の五種類を指摘した。

① 仏壇に止まる

② 夜入る

③ 追い払ってもなかなか出ていかない

④ 再び入り込む

⑤ 鴨居や梁、桁に上がる

このうち②と④は鳥の飛び入り方の問題であるが、①と⑤は飛び入った鳥の止まる場所の問題である。①は、鳥がグソーヌチケー（あの世の使者）と呼ばれることにかかわっている。あの世の使者が仏壇に入るのには確かに異常であり、死者や祖先にかかわる何事かの発現を予想させる。この場合、侵入するのは死者や祖先であるのかもしれない（13）。

⑤が異常とみなされ、忌まれるのはなぜであろうか。貫木屋では、梁や桁は、屋根を支える構造体である小屋組の一部（基部）をなしている。鴨居は桁下の小壁の下部にあり、小屋組ではないがその下に位置する。⑤は、飛び入った鳥が小屋組の内部、とりわけその基部に入ることを嫌い、とくに危

険とみなすことを意味している。このような忌避の理由は、人々の間に、おそらく、ヤメクビから侵入した霊的存在が、小屋組の内部に入るとする観念があるからである。その観念と照らし合わせる、飛び入った鳥が小屋組の内部に入り込むのは、侵入するであろう霊的存在の動きを、事前に、正確にトレースしたことを意味することになる。それは、鳥の侵入の、予兆としての精確度を高めることになろう。⑤がとくに危険とされるのは、このためであると考えられる。

侵入する前の霊的存在はどこにいたのであろうか。三―(2)では、軒下に鳥が宿ることが異常とみなされていることを指摘した。一方、四―(2)では、浜下りの場所に関して、屋根や棟、軒下の見えない場所という条件をとりあげ、それが見てはいけないという禁忌であることを指摘した。このうち、軒下を見てはいけないという禁忌は、鳥が軒下に宿ることを異常とする見方と合わせて考えるならば、侵入する霊的存在が軒下に宿るといふ発想を示すものとみることができる。

さらに、棟やイリチャを見てはいけないという禁忌は、事例5で「カラスなどの野鳥が屋根にとまることが不吉である」とし、この場合も浜下りをしたとされることに関連する〔事例5：九二―八〕。ここでの「屋根」は棟であるにちがいない。今のところ、カラスなどが屋根（棟）に止まったときに浜下りをするというのは、この事例だけである。しかし、これを棟を見ることの禁止と合わせて考えるならば、野鳥がそこに止まるのと同じように、霊的存在も棟などの屋根の頂に宿ると考えられていることは確実であろう。

したがって、靈的存在は屋根の棟ないしイリチャに宿り、屋根面を南に下降して表座敷側の軒下に移り、そこからヤヌクビ（軒壁）を透過して小屋組に入ることになる。靈的存在の侵入に関する人々の観念を、「鳥の動きの意味づけ」と「見ることの禁止」から帰納すると、このようになる。この過程で、棟やイリチャ、屋根や軒下を見てはいけないというのは、そこに移動してくる靈的存在との、不慮の遭遇が予測されるからであろう。もちろん、靈的存在は人間には見えないが、そこに視線を合わせたときに靈的存在が居合わせれば、不慮の遭遇が実現してしまう。この場合、既述のように、人間の側の生命力が奪われてしまうのである（14）。

次に、靈的存在がこのようなルートをたどるということは、靈的存在が屋根を透過できないとみなされていることを示している。このことは、出産を間近に控えて茅葺き屋根を葺き替えるときに、出産が終わるまで屋根の一部を葺き残しておくという、沖縄で広くみいだされた習俗を説明するように思われる（15）。この場合、霊魂が宿ることによって胎児は赤ん坊として出産するとし、その霊魂は右のようなルートで、屋根の頂から軒端を通ってやってくると仮定する。このとき、屋根の一部が葺き残してあれば、霊魂はそこを通ることにより、通常の来訪ルートをショートカットすることができる。ショートカットによる時間短縮分は、出産過程の上では、すみやかな出産、すなわち安産として結果する。屋根の葺き残しの習俗のなかに、このような論理を想定することができよう。

また、靈的存在が小屋組のなかに宿るといふ本稿の知見は、北部沖縄の神アシャゲの構造を説明し

よう。池浩三によれば、北部沖縄の村落にみられる祭場としての神アシヤゲ、とくに池が「伏屋型」と名付けたものは、軒の低い構造をとり、「屈んではうようにしないと中に入れないほど」であるという〔池浩三 一九七九：一、四五―八〕。その大部分が屋根であるような神アシヤゲのこの構造は、本稿の知見によれば、その内側に神霊を宿するための構造に他ならない。祭儀の際の神霊は、この屋根の内部の小屋組に宿るのである。神アシヤゲ内部で座して儀礼を行う神人の姿は、小屋組のなかに宿る神霊の可視的な表現であろう。

なお、霊的存在の侵入とその移動経路については、沖縄の建築構造にかかわっているとみることができる。沖縄の家屋は軒を深くとるので、軒端の位置は桁や梁よりも低くなる。そこからの小屋組への移動は、家の内側に、斜め上に向かって進むことを意味する。この移動線と家屋の垂直面との交点、すなわち入り口は、雨戸ではなくその上の板壁（ヤーヌクビ）になるのである。本土他府県のような、軒をさほど深くとらない家屋構造では、移動線は水平に近くなるものと思われる。

六、結語

本稿では、厄払いの浜下り儀礼としてカテゴライズすることのできる儀礼行為を取り上げて、霊的存在の侵入と人間との関係について検討した。分析視角として、鳥の侵入を霊的存在の侵入の予兆とみなし、霊的存在の実際の来訪・侵入を仮定したが、収集事例の大方の示す情報は、この仮定を支持

するものであった。とくに、鳥の侵入をめぐる人々の意味づけには、直截に靈的存在の来訪を語るものがみいだされた。また、浜辺への移動や滞在の過程で、靈的存在の影響が発想されているようであり、帰還の際の真剣な儀礼的示威は、家屋内部での靈的存在の实在を前提にして、はじめてよく理解することができる。一方、儀礼のなかで、灰をならしてその上の痕跡を読み取る過程からは、これらとは異なる情報が導きだされた。この情報は、前者の提示する情報と矛盾している。この矛盾をどのように解釈するかがこの儀礼分析の分水嶺なのであろう。本稿で私は、この点に関して後者の情報を偽とみなして前者を強調するような解釈を与えた。靈的存在の実際の来訪という全体の構図からみて、これは妥当なものと考えている。

来訪・侵入する靈的存在は、収集事例ではヤナムン（悪霊）とみなされている。この点について、儀礼分析のなかで「靈的存在との意図せざる偶然の遭遇は危険であり、人間の側にマイナスの影響があらわれる」という人々の発想がみいだされた。この発想からこの儀礼をみるならば、儀礼全体がいわば不慮の遭遇である。それは、この儀礼が、人間の意図を超えて突然に侵入する靈的存在によって引き起こされるからである。したがって、儀礼のなかでの靈的存在との接触が、つねに危険視されるのは当然であろう。侵入する靈的存在の悪霊視は、このことの帰結であると考えられる。

はじめに述べたように、収集事例には二つのパターンがみいだされた。ここまでは第一のパターンをあつかったが、第二のパターンについても簡単に触れておきたい。浜辺で一泊すると「其年ノ凶ハ

全く晴ルル」(事例35)とするこのパターンは、この儀礼の、離脱、滞在、帰還という構成を、それぞれ、通過儀礼を構成する分離、過渡、統合の儀礼と読みかえることによって理解することができる。日常とは異なる浜辺という空間で儀礼的滞在を行うことにより、新たな地位を得て日常に復帰するとみるのである。しかし、この見方をとると、霊的存在の来訪という観点は薄れることになる。ただし、事例1ではアダンの下で夜を過ごし、事例18や35では歌舞音曲で夜を明かすことから、霊的存在の影響力は発想されているようにみえる。また、事例30では、表座敷の柱に藁の輪に竹を結びつけたものを置くという「事例30…三二」。この装置に、編み目の呪力による破邪の発想をみるならば、この事例でも霊的存在の侵入が考えられているといえよう。(一九九九・八・二〇)

註

- (1) 事例の出典は、文末にまとめて掲載した。掲載事例をその本文から引用する場合、出典は事例番号で示す。したがって、出典と引用個所の頁数の表記は、著者名と発行年および頁数という表記をとらず、たとえば「事例1…八四」のように記す。
- (2) 表1には宮古島の事例を掲載していないが、平良市史に事例の報告がある(平良市史編さん委員会 一九八七…四八三)。
- (3) 仇として打たれる上級士族の台詞に、「昨日今日 二日打ちつづき から鳩の飛入やり、仏壇に居ちをたん。

妻子や 肝心碎ち 驚ちど居ゆる。山鳥の入れば、浜下りよしゆる 浮世ならはしに、…とある〔伊波普猷 一九七四・三〇八〕。山鳥が入ると浜下りをするのは浮世の習わしであるというこの台詞の浮世とは、上級士族の世界のみではなく、当時の沖繩一般の世俗を指すのであろう。なお、ここで「から鳩」というのは、方言名「カラホーター」という鳥のことであらう。

(4) 事例1の「家鳥」はテクストの誤植であらう。

(5) 山鳥が美しい鳥であるという記述は、事例36にもみられる〔事例36：一九一〕。

(6) 昆虫の侵入による浜下りについては、事例2でも「夜鳥以外の鳥類や昆虫、その他の動物は、その入って来た状態をみて厄であるのか否かを判断する」と報告されている〔事例2：四八〇〕。『山原の土俗』には、「夜蝶々や蛇が屋内を飛び廻ると不吉。後生の人がそこに来ている」〔事例6：三六五〕という、印象的な記述がある。ただし、昆虫の場合、必ずしも浜下りの実施にまで至らないことが多いようである。

(7) このように考えると、事例12と32では、そのような霊的意志を「鳥を派遣する霊的存在」として定位したのかもしれない。

(8) 表1に滞在場所としてあげられているのは、その多くが浜辺である。ここで述べたような指定条件を満たす場所は、他にも数多くありそうに思われるが、浜辺が第一にあげられているのはなぜであらうか。この点について、収集事例からそれを論ずることはむずかしいように思われる。他の儀礼との比較検討をまつことにしたい。

(9) 既述のように、事例13には豚の世話のために屋敷の裏から入るといふ記述がある。ここであげた説明からすれば、危険だということになる。

(10) 本土他府県で、目籠に破邪の呪力をみるのが定説のようである。この場合、竹を編み込んで作られた籠の編み目の空間部分を「目」として、そこに呪力をみるという立論のようである。しかし、私は、編み目構造そのものに破邪の呪力をみることにしたい。

(11) 表2には、表1には明示しなかった、事例14の「集落ごとの多様な見立て」(表1)も加えている。また、表3には、事例14の集落ごとの事例から、「何かの足跡があると凶、無いと吉」という四集落(座喜味、高志保、儀間、渡具知)の事例と、「赤子の足跡が内側に向いていれば吉、外側に向いていれば凶」という二集落(長田、牧原)の事例を採っている[事例14:三九〇—]。

(12) 折口は、「(濱から) 歸ってくると、竹や棍棒で卅分位もあちこちをどんどんなぐつて、後掃除して敷物をしく」と記している[折口信夫 一九六七:一一]。この報告の採集地は宜野湾のようであるが、これは、当時(大正一二年)の実態の一つを、リアルタイムで具体的に伝えるものであろう。排除は、長時間の激しい威嚇行為であったようにみうけられる。

(13) 註(6)に示した、『山原の土俗』の引用を参照のこと。

(14) 棟に来訪する以前の霊的存在の動きについてはわからない。しかし、鳥の動きが霊的存在の動きを模しているとするならば、鳥の飛来をめぐる俗信のなかに、そのことにかかわる情報が含まれているのかもしれない。

ない。

(15) この習慣の報告例は多い。たとえば、又吉真三は『沖縄県史二二』のなかで、伊是名村誌からの次のような引用を記している。「…ところがその家に妊婦があれば、屋根を塞ぐと胎児の出道もふさがれ、難産すると云うので、…雨の漏らない程度に、屋根を葺不合して産後に葺き終わる習俗がある。」(又吉真三 一九七二：二八二)

参考文献① (事例の出典一覧)

- 事例1 民俗研究クラブ 一九六九「国頭村与那部落調査報告」『沖縄民俗』一七
- 事例2 喜如嘉誌編集委員会 一九九六『喜如嘉誌』喜如嘉誌刊行会
- 事例3 民俗研究クラブ 一九六七「久志村汀間部落調査報告」『沖縄民俗』一三
- 事例4 民俗研究クラブ 一九六八「上本部村具志堅部落調査報告」『沖縄民俗』一五
- 事例5 本部町史編集委員会 一九八四『本部町史資料編2』本部町役場
- 事例6 島袋源七 一九七四(一九二九)「山原の土俗」『日本民俗誌体系 沖縄』角川書店
- 事例7 伊江村誌編集委員会 一九八〇『伊江村誌』伊江村役場
- 事例8 安富祖一博 一九八三『村の記録』自刊
- 事例9 民俗研究クラブ 一九七〇「勝連村南風原部落調査報告」『沖縄民俗』一八

- 事例10 民俗研究クラブ 一九六二「勝連村浜比嘉島調査報告」『民俗』五
- 事例11 民俗研究クラブ 一九六二「与那城村伊計島調査報告」『民俗』五
- 事例12 民俗研究クラブ 一九六九「与那城村宮城部落調査報告」『沖繩民俗』一七
- 事例13 民俗研究クラブ 一九六六「座喜味部落調査報告」『沖繩民俗』一一
- 事例14 読谷村史編集委員会 一九九五「読谷村史第四卷 資料編三 読谷の民俗下」読谷村役場
- 事例15 嘉手納町史編纂委員会 一九九〇「嘉手納町史資料編二 民俗資料」嘉手納町役場
- 事例16 真栄城兼良 一九六一「北谷村誌」北谷村役場
- 事例17 北谷町史編集委員会 一九九二「北谷町史第三卷 資料編二 民俗上」北谷町役場
- 事例18 民俗研究クラブ 一九六六「北中城村熱田部落調査報告」『沖繩民俗』一一
- 事例19 中城村史編集委員会 一九九三「中城村史第三卷 資料編二」中城村役場
- 事例20 佐喜真興英 一九七四（一九二五）「シマの話」『日本民俗誌体系 沖繩』角川書店
- 事例21 浦添市史編集委員会 一九八三「浦添市史第四卷 資料編三 浦添の民俗」浦添市育委員会
- 事例22 盛本勲監修 一九九六「比屋定字誌」本島在住比屋定郷友会
- 事例23 渡名喜村 一九八三「渡名喜村史下巻」渡名喜村
- 事例24 民俗研究クラブ 一九六八「粟国村西部部落調査報告」『沖繩民俗』一五
- 事例25 民俗研究クラブ 一九六五「喜屋武部落調査報告」『沖繩民俗』一〇

事例26 民俗研究クラブ 一九六九「糸満町兼城部落調査報告」『沖繩民俗』一六

事例27 名嘉真宜勝 一九七四「糸満の葬制」沖繩県教育委員会文化課『沖繩県文化財調査報告 糸

満の民俗』那覇出版社

事例28 民俗研究クラブ 一九六七「玉城村糸数部落調査報告」『沖繩民俗』一四

事例29 山城浩 一九七二『小浜島誌』小浜島郷友

事例30 民俗研究クラブ 一九六九「祖納部落(西表)調査報告」『沖繩民俗』一六

事例31 星勲 一九八一『西表島の民俗』友古堂書店

事例32 金久正 一九六三『奄美に生きる日本古代文化』刀江書院

事例33 長田須磨 須山名保子 一九七七『奄美方言分類辞典上巻』笠間書院

事例34 登山修 一九九六『奄美民俗の研究』海風社

事例35 吉満義志信 一九六四(一八九五)「徳之島事情」『奄美史談・徳之島事情』名瀬市史編纂委

員会

事例36 前田長英 一九九七「神之嶺の『鳥マデ』行事」『徳之島採集手帖』南日本文化研究所

事例37 野間吉夫 一九八九(一九四二)「シマの生活誌」谷川健一編『南島の村落』三一書房

参考文献②

池浩三 一九七九『祭儀の空間』相模書房

- 伊波普猷 一九七四『伊波普猷全集第三卷』平凡社
- 上江州均 一九六五「火の神のこと——これまでの調査から——」『沖繩民俗』一〇
- 折口信夫 一九六七「沖繩採訪記」『折口信夫全集』第一六卷 中央公論社
- 具志川市誌編纂委員会 一九七〇『具志川市誌』具志川市役所
- 照屋寛善 一九八九『沖繩の古典芸能』第一書房
- 平良市史編さん委員会 一九八七『平良市史第七卷 資料編五』平良市教育委員会
- 民俗研究クラブ 一九六三「東村平良区採訪報告」『民俗』六
- 又吉真三 一九七二（一九八九）「住（住居建築）」琉球政府『沖繩県史二二 民俗一』国書刊行会
- （※民俗研究クラブは琉球大学民俗研究クラブの略。『民俗』と『沖繩民俗』は、いずれも第一書房からの復刻版を用いた。）

表1 浜下り事例一覧

番号	地域	報告年	名称	侵入		離脱		滞在		帰還		判断	備考	
				状況	意味づけ	日時	同行	場所	日数	食事	状況			時間
1	国頭村 与那	1969	ハベ ウリ	家鳥	ヤムトカム ソ	当日		ガラシバナ(浜 辺)	一晚	夕食 持参	アタソンの 下に滞在	未明		出発時仏壇と水の神を 礼拝、クワ笠を被る
2	大宜味 喜如嘉	1996	フカ ソジ	夜鳥の鳥 類、強硬他	厄を持ってく る		竿×型 竈の灰 なへの蓋	浜/番屋/雙踏 小屋/家の下手	一晚		未明に潮 水で被さ	未明		浜の石三脚を拾い、それを家 の入口にバラバラとぶつける
3	名護市 汀間	1967	浜下 リ	泉、赤鳥 等	厄		棒×型 行わない	親戚 場所	一晚		ご馳走、 遊び騒ぐ	朝		後日、ユタにも相談 せの内容を聞く
4	本部町 具志堅	1968	鳥マ チ	赤い鳥 等	厄	当日	アタン 地戸の灰	浜に仮小屋	二晩	親戚 ごす	静粛に通 ごす	満潮		灰に何も足跡が無いこ とはないともいう
5	本部町	1984	ハマ ウリ	野鳥、軒 船の雀	不吉	当日	アタン 地戸/竈 編蓋が白	浜に仮小屋	三日 二晩	親戚 ごす	静粛に通 ごす			鳥などの野鳥が屋根に 止まっても実施
6	中頭郡 ある村	1929	浜降 リ	蛸、目 白、泉	不幸の前兆、 神の祟		台所の竈 編を伏す	屋根の見えぬ所 浜/製糖小屋	三日 二晩	親戚 用具 持参	潮干狩り 踊り狂う	晩		三日間は悪魔が来てい る
7	伊江村	1980	トイ マ	野鳥	不幸中の大厄 止まる			トイミカマ(鳥 忌酒・浜辺)	一日 二日		潮干狩り 夜は音曲			
8	金武町 伊芸	1983	浜ウ リ	小鳥(鶴 等)	不吉		棒×型 竈の灰 覆う	浜に仮小屋	三日 二晩					
9	勝連村 南風原	1970	浜ウ リ	野鳥	ヤンが入る、 知らせあり		アタン 葉	イリチヤの見え ぬ浜に仮小屋	一晚	親戚	朝浜で手 足の清め	満潮		出発時、仏壇に礼拝し 帰ると潮や小石を置く
10	勝連村 浜比嘉	1962	物忌 み	小鳥	不幸が起る		アタン 葉	屋根の見えぬ浜	一晚					
11	与那城 村伊計	1962		フンマ ー という鳥	不吉		アタン 葉の灰 覆う	浜に小屋	日間	薬燗 酒等 持参				
12	与那城 村宮城	1969	ハマ ウリ	野鳥	ヤナムン来訪 と遺囑の告知		竹×型 火の神前 に竈の灰	イリチヤの見え ぬ浜	一晚			満潮		
13	読谷村 陸尊味	1966	フカ ソジ	小鳥			×型の 竈の前 アタン	原の製糖小屋	一晚					大抵を出してアタソネを叩き 返し家の中に入る

番号	地域	報告年	名称	侵入			離脱			滞在			帰還		灰の痕跡の判断	備考
				状況	意味づけ	日時	状況	同行	場所	日数	食事	状況	時間	儀礼的行状		
14	誠谷村	1995	ツカ	野鳥類 灰皿に入る	灰皿に入る 築屋の千鳥 家族から死者	午後 又・健	ツカ カマソク	親戚	浜の小屋など家 の見えぬ所	一晩 三晩	親戚	大声を出して鍵を叩き壊す/ 三味線を弾き、行列して帰る	集落ごとく多量に見 立てる			
15	蟹手村 町	1990	ハヤ カワ	海鳥山鳥 特に灰皿に 止まる	灰皿に止まる と厄が入った		海辺/イリチャ の見えぬ所	三日 三晩		家の前を開け、家の後方から 三味線を弾き鳴らして入る		雀が入って厄ではない (実施しない)				
16	北谷村	1961	厄私 鳥類	牛馬豚 鳥類	その家は厄が 入っている		海辺や山蔭等	三日 二晩	親戚 知人	歌三味線 酒、馳走	晩	棒を振り歌三味線で気勢。家 のあちこちを棒で叩き、入る				
17	北谷町	1992	浜下 り	山鳥、ま れいな鳥	大変な厄が入 った	当日	イリチャの見え ぬ所/浜	一晩		歌三味線 で邪霊除		近所の人々の協力で六尺棒で 家のヤーマスガを叩いて入る				
18	北中城 村熱田	1966	ツカ ソジ	小鳥	軒下や灰皿 に再度入る	アダン 業	親戚 知人	棟の見えぬ所に 仮居/その他	一晩	歌舞音曲 で徹夜	満潮					
19	中城村	1993		雀以外の 小鳥	飛ぶ鳥が家の 中に入ると厄	アダン や棒	親戚 知人	浜/親戚の家	三日			青年たちの棒やヒヤーヒヤー という罵声で家の周囲を敲う	鳥の足跡がないかと うかを確かめた	親戚の家に身を寄せ る方法もあった		
20	宜野湾 新城	1925	浜下 り	野鳥類	屋敷、こと に仏間侵入		浜	一晩		愉快に遊 ぶ	朝	家族の不在中に人々が棒で家 屋敷を隈なく叩き、呼び狂う	鳥の足跡らしきもの があると厄は晴れず	清められた家屋敷に、 清められた身で帰る		
21	浦添市	1983	浜下 り	野鳥類	仏壇などに 止まる		家の方向の自家 から見えない家	一晩								
22	仲里村 比屋定	1996	鳥小 ま-かい	小鳥	家族から死者 がでる千鳥	木×型 アダン 灰等	牛馬 カマソク	比屋定港(イツ カナ)の舟小屋	二泊 三日	用具 一切	歌舞音曲 知人来訪	夕方	若者全員の激しい示威行動で 突入、家屋の外側で示威	鳥の足跡が見え れば成功	灰跡がないと疫病神が まだ昔は、再び示威	
23	渡名喜 村	1983	ハヤ カワ	クカル他 アカマツ	家に入り仏 壇に止まる		大電の灰 バケツ	西の浜(家の棟 のみえない所)	一晩	用具 一切	夕方	親戚・近所が荷物運びを手伝 って帰る	人の手足跡や動物の 足跡がないと厄晴れ	御願をして出発、行列 に出会うのを忌む		
24	栗園村	1968	鳥ア ダ	小鳥など	悪い知らせ	日を 選ぶ	親戚	浜の岩蔭	二時 間程	持参 一切	小石を捨 てる	家の戸を全て開け、仏壇に祈 願		小石を捨てる時「魂遣 うてまい」と唱える		
25	糸満市 喜屋武	1965	浜下 り	カズラ		アダン の実	電前に灰 馬	屋根の見えぬ所 村はずれ	二時 間程	持参 親戚	食事、潮 騒り等	アダンを除去、叩きこごとをし ながら小石を庭に突き散らす	何かの足跡があれば 凶、無いと厄晴れ	悪い物は早く龍宮へ行 くようにと唱える		
26	糸満市 兼城	1968	ツカ ソジ	カマソク ソノミナ	特に香炉に 入る	アダン 業	電灰、ソ ク、灰	屋根の見えぬ所	一晩	親戚 近所		棒でアダンを取り、棒を振り かざして家に入る	何かの足跡が無けれ ば厄払い済んだ	灰に跡があるとユウに 屋敷の御願を依頼		
27	糸満市	1974	浜降 り	親も子も いない鳥	厄	何もし ない	ウカマの 灰・灰	以前は白銀堂、 棟の見えぬ所	一晩		歌舞音曲 で徹夜		鳥の足跡があると再 びウカガミを入れる	親戚や近隣が見舞う		

番号	地域	報告年	名称	侵入			離脱			滞在			帰還		灰の痕跡の判断	備考	
				状況	意味づけ	日時	灰と置い	同行	場所	日数	食事	状況	時間	儀礼的行為			
28	玉城村 糸数	1967	浜下 り	小島	たやすくつ かまる		家を開 け放す		部落南の採石場 に仮小屋	一晚		三味線で 騒ぐ	満潮	塩を三回／七回まいて四隅を 清めて入る。夜は三味線弾き		出発時に仏壇に折廻し 家の四隅も塩で清める	
29	竹富町 小浜島	1972	ムネ ー	鳥類	仏壇や壁居 に止まる	当日			浜辺	数時 間	持参	寝て起き て食事		逆杖で寝、鶏鳴を聞き、食事 をし、明けやかな気分帰る		浜辺で一ヶを過ごす 厄が叫ばれる	
30	竹富町 祖納	1968	浜下 り	皆焼、キ ツタ他	キ ツタの判断			家族 1名	浜辺	一時 間程		潮水で身 を清める				表の両庭敷に藻の枯を 置き、札を貼る	
31	西表島	1981	浜下 り	野鳥等					浜辺、仮小屋を 作ることもある	数刻 一泊	持参	仮寝ない し夜明し	未明	門口で折口上、塩花、米盛り を供えて後、家屋内に撒く		浜で食事をし、仮寝の 後、鶏鳴を真似る	
32	奄美大 島	1963	トリ マ子	山鳥	桁より上に 止まる				家の見えぬ所	二晩				酉年の人を先頭、小石三層を 一つずつ戸に掛けてから入る		隣の山鳥の足跡が ならずついでに	
33	大和村	1977	トリ マ子	野鳥					自家の軒下の見 えぬ他家	一泊				新宅に引越したついで帰る			
34	瀬戸内 町	1996	鳥ま で	キセキレ ハ、冬鳥					屋根の見えぬ 押を曲がった所	一晚	親戚 近所						一泊すると「其年ノ凶 ハ全ク晴レル」
35	徳之島	1895	鳥達	山鳥					浜、成ルベク岩 穴ノ際アル場所	一泊							
36	徳之島 神之嶺	1997	鳥マ 子	山鳥					家畜番の屋根の見 えぬ浜の岩陰	一晚	持参	御馳走を 食べ置夜	正午 過ぎ	他人が入れ来ルガ如ク…全ク一 変シテ入来ルノ念ヲ感ゼシム		夜、岩上に現れた青年 に挨拶を渡し折廻する	
37	和泊町 哇布	1942	物思 わし	野生鳥					家畜 依頼	三日 二晩	持参			朝食 後	何かの痕跡が描かれ ていると願が叫ぶ	灰面が無地の灰の時 は再び灰下り	
参 考 族	首里士	1756	浜下 り	から鳩 山鳥	2日連続で 仏壇に入る				小湾(浦添)夜 は村人の家			歌舞音曲 を楽しむ				田里朝直作 経路「萬 歳歌集」(古典芸能)	